

お知らせ

まちのデータ

(平成26年10月末日現在)

人口	27,468人	交通事故発生件数	
男	12,925人	(10月中、物損、高速含む)	
女	14,543人	有田川町69件	
	10,380世帯	死者0人 負傷20人	
		湯浅警察署調べ	



吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局

52-2111

張絡出張	23-0001
出連出出	22-0351
山生郷諦	22-0254
城粟五安水	26-0001
A	52-5356
L	52-4730
E	
C	

環境保健	52-5384
福祉課	52-7855
生活課	52-4882
子育て支援センター	52-3055
有田川町少年センター	52-5474
	{090-7966-1697
	52-8744

制度

後期高齢者医療制度のお知らせ

一定以上の障害(※)のある65歳以上74歳以下の方は申請により後期高齢者医療制度に加入することができ、詳しい内容につきましては、お問い合わせください。

※一定以上の障害とは以下の内容となります。

- ① 国民年金法による障害基礎年金1級及び2級
 - ② 身体障害者手帳1級・2級・3級および4級の次の障害
 - ・ 音声言語機能の著しい障害
 - ・ 両下肢のすべての指を欠く
 - ・ 下肢の大腿2分の1以上欠く
 - ・ 下肢の機能の著しい障害
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級
 - ④ 療育手帳A1及びA2
- 問い合わせ・申請先／吉備庁舎住民課 金屋庁舎やすらぎ福祉課 清水行政局住民福祉室

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

11月下旬から12月上旬にかけて、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進の

お知らせを送付しています。患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。なお薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

■ 問い合わせ／後発医薬品利用差額通知コールセンター ☎0120・53・0006 (通話無料)

和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073・428・6688

手当

「児童扶養手当法」の一部が改正

これまで、公的年金(遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給出来るようになります。児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

※児童扶養手当とは：離婚などによるひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することによ

り、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

● 今回の改正により新たに手当を受けられる場合

- ・ お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
 - ・ 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
 - ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など
- ※参考：児童扶養手当の月額(平成26年4月)
- ・ 子ども1人の場合
 - 全部支給41,020円・一部支給41,010円
 - 9,680円
 - ・ (所得に応じて決定されます)
 - ・ 子ども2人以上の加算額
 - 2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円

● 支給開始日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

■ 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課